はじめに

１．ごみ処理施設整備基本構想策定の趣旨

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）は平成 21 年度からの計画として平成 23 年８月に策定して、その基本理念である「“MOTTAINAI”の心で“循環型まちづくり”」を実現するための基本方針「環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築」に基づき新しいごみ処理施設の整備の推進を掲げております。

その内容は、京田辺市（以下「本市」という。）環境衛生センター甘南備園（以下「甘南備園」という。）のごみ焼却施設は、昭和 61 年 12 月に稼働し、現在に至るまでの間、ダイオキシン類削減の恒久対策・基幹更新工事や計画的な改修・補修工事を行っていますが、経年的な老朽化を止めることはできず、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっています。

また、基本計画の「施設整備計画（ごみ処理施設の整備に関する事項）」では、平成 31 年度末までにごみ焼却施設の後継施設を建設することとしていましたが、基本計画の策定から現在まで各整備装置の点検整備等を計画的に実施したことにより、施設状況は良好に維持されています。

しかし、今後は保守点検や故障頻度が増加する恐れが懸念されます。このような状態にならないために、ごみ処理の安全かつ安定稼働を継続する観点から、後継施設への円滑な移行を進める必要があります。

したがって、本基本構想は、今後の後継施設の整備に向けて検討項目を整理し、施設整備の基本的な方針や内容をまとめたものです。

２．本基本構想の位置づけ

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項において定めなければならないとされ、同条第２項に「３　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」及び「５　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」を定めるものになっています。

本基本構想については、主にそれらの基本的な方針や内容をとりまとめたものです。

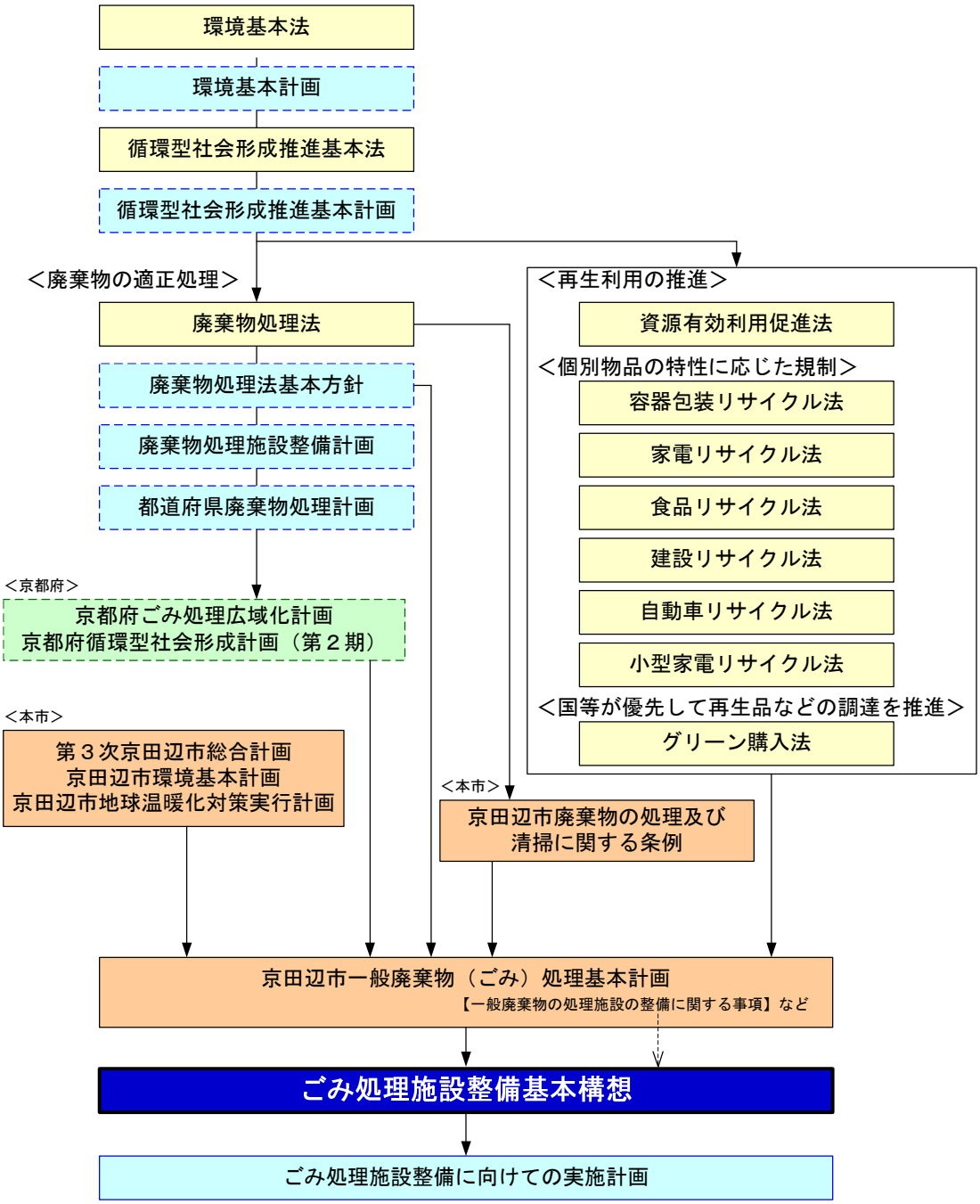

図１　本基本構想と関係法令及び関連計画との関係